

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月9日
【計算期間】	第1期（自 平成26年8月18日 至 平成26年12月10日）
【ファンド名】	アセアン真成長株式ファンド
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 金上 孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	井上 靖
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1,500億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	()	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
中小型株	年6回	欧州				
債券	(隔月)	アジア				
一般	年12回	オセアニア				
公債	(毎月)	中南米			その他 ()	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				
クレジット	()	(中東)				その他 ()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(株式 一般)						
資産複合						
()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われたいファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

アセアン諸国の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

投資対象

アセアン諸国の株式等（預託証券（DR）を含みます。以下同じ。）が実質的な主要投資対象です。

■ 預託証券（DR）とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。



アセアン（ASEAN）とは

東南アジアの国々による、政治経済その他広範な分野におよぶ包括的な協力機構であり、正式名称は東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations）です。2014年12月末現在の加盟国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの10か国に及びます。地域としての経済発展のため、域内の貿易自由化や法制度整備等が進んでおり、2015年を目処にアセアン経済共同体の構築をめざすなど、様々な取り組みを行っています。

<主なアセアン加盟国の名目GDPと人口>



※データは2014年現在、GDPはIMF推計、人口は国連推計

（出所）IMF「ワールド エコノミック アウトルック（2014年10月）」、国連「World Population Prospects:The2012 Revision」のデータより三菱UFJ投信作成

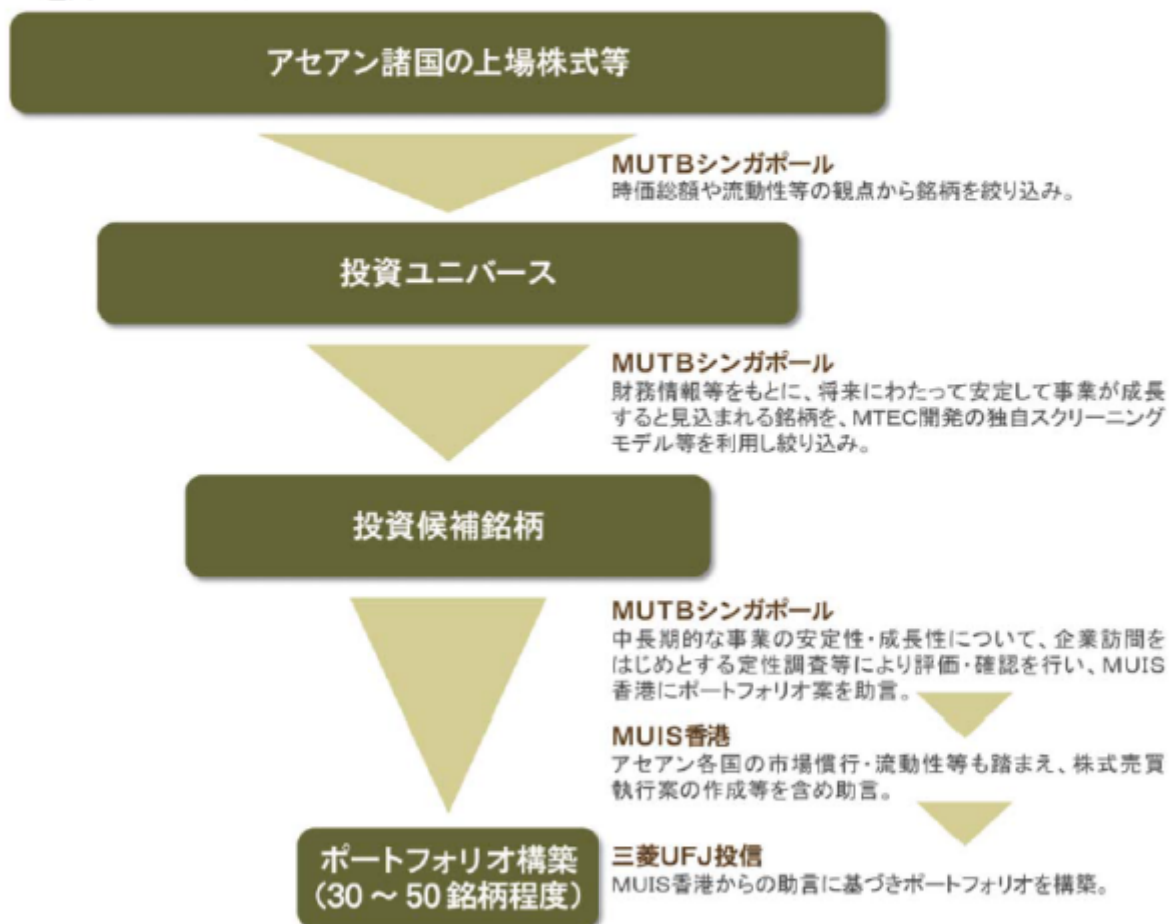
❗ ファンドはアセアン加盟国全てに投資を行うとは限りません。市場規模、規制環境等を考慮し委託会社が判断します。

運用方法／運用プロセス

株式等への投資にあたっては、事業の安定性・成長性等に着目して銘柄選定を行います。

- 運用にあたっては、三菱UFJ投信の香港現地法人であるMitsubishi UFJ Investment Services(HK) Limited(以下、「MUIS香港」)から投資助言を受け、三菱UFJ投信が運用します。
- MUIS香港は、三菱UFJ信託銀行(シンガポール支店。以下、「MUTBシンガポール」)の投資助言を活用します。MUTBシンガポールは、三菱UFJトラスト投資工学研究所(以下、「MTEC」)のスクリーニングモデルや企業訪問等をはじめとする定性調査等を活用し、ポートフォリオ案をMUIS香港に助言します。
- 株式等の実質組入比率は高位を維持することを基本とします。

＜運用プロセスのイメージ＞



❶ MTECは、三菱UFJ信託銀行が1988年に設立した投資理論研究機関です。最新の投資理論研究や、高度なモデルの開発を専門に行っています。

❷ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

❸ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

❹ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

為替対応方針

原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

ファンドの仕組み

運用は主にアセアン真成長株式マザーファンドへの投資を通じて、アセアン諸国の株式等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



分配方針

- 年2回の決算時（6・12月の各10日（休業日の場合は翌営業日））に分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

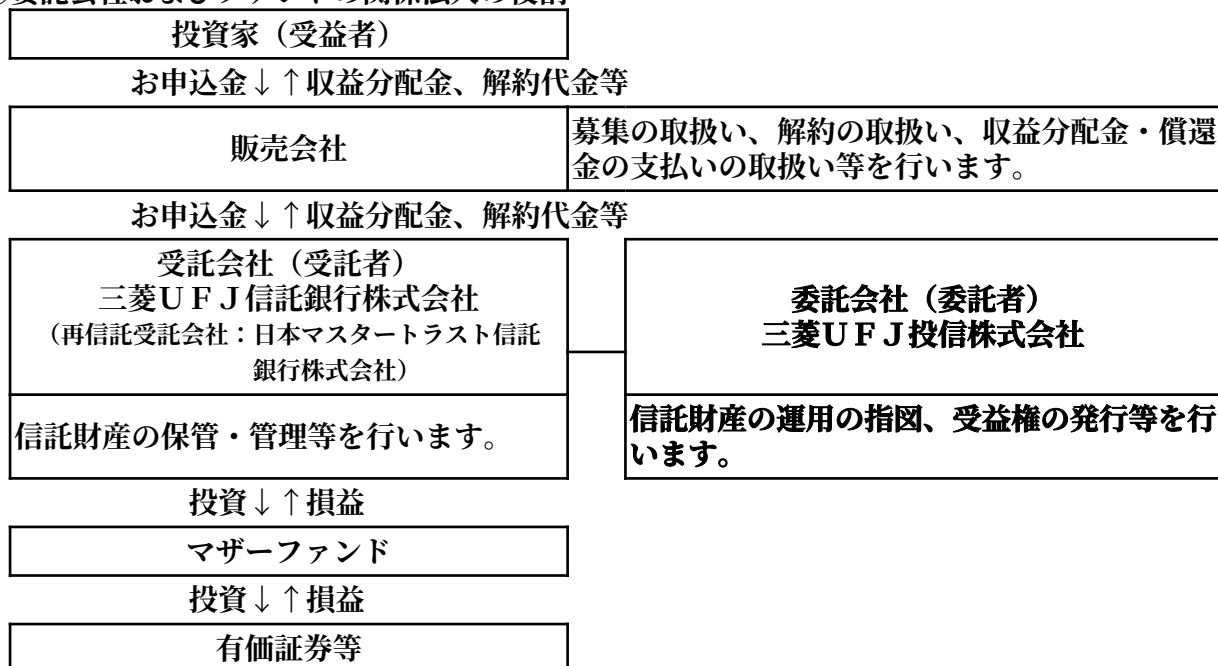
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成26年8月18日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成26年12月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成26年12月末現在）

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

アセアン真成長株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

アセアン真成長株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、アセアン諸国の株式等（預託証書（DR）を含みます。）を主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするアセアン真成長株式マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

１０．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）

１１．コマーシャル・ペーパー

１２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

１３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの

１４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

１５．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるものの以外のもの

１６．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③金融商品の指図範囲
- この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ④その他の投資対象
- 信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・外国為替予約取引

<アセアン真成長株式マザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

アセアン諸国の株式等（預託証書（DR）を含みます。）を主要投資対象とします。

②投資態度

アセアン諸国の株式等を主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

株式等への投資にあたっては、事業の安定性・成長性等に着目して銘柄選定を行います。

株式等の組入比率は原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

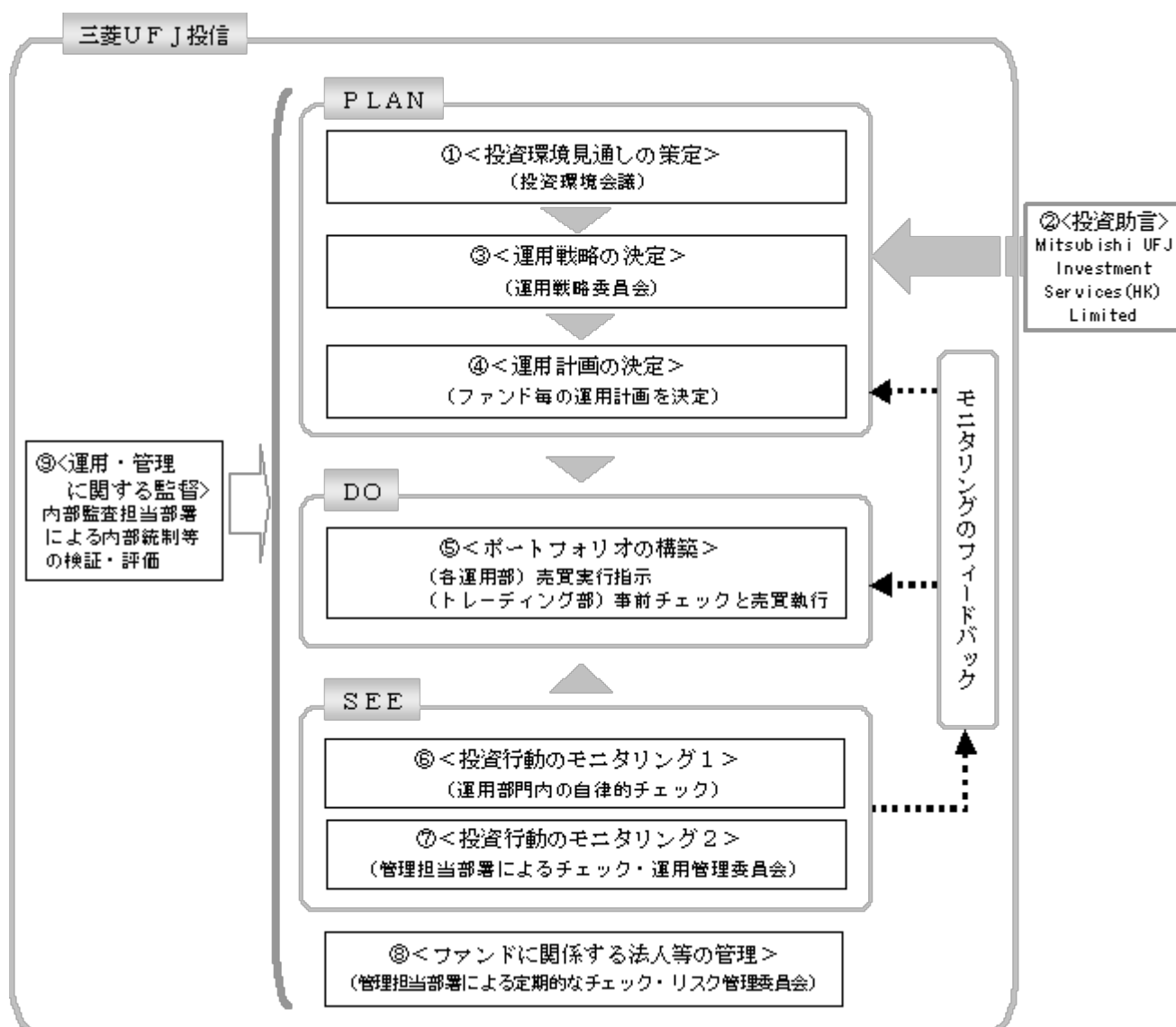
⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

- ⑧有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑩外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②投資助言

当ファンドの主要投資対象であるアセアン真成長株式マザーファンドは、Mitsubishi UFJ Investment Services(HK)Limited（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

③運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通し、および②の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

④運用計画の決定

③で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

⑤ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑥投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑦投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑧ファンドに係る法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑨運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤有価証券先物取引等

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、⑤で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑤で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下2. において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑤で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c. において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c. においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（④に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑧外国為替予約取引
- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑨有価証券の借入れ
- 有価証券の借入れを行いません。
- ⑩資金の借入れ
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ⑪投資する株式等の範囲
- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。
- ⑫有価証券の貸付
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。
- ⑭デリバティブ取引等
- デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標

に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

④カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まる場合があります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク

（価格変動リスク・為替変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

②信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

③流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

（３）代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

●ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

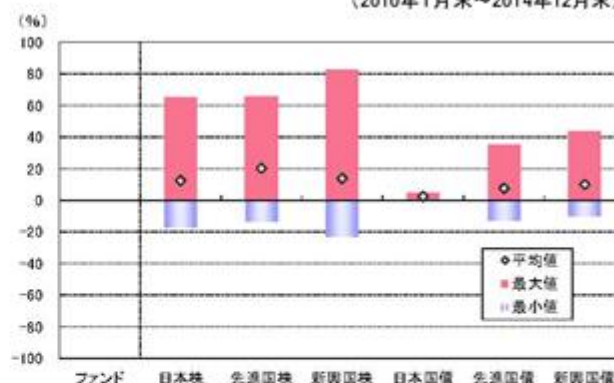


・ファンドの年間騰落率とは、当該各月末の基準価額（分配金再投資）から当該各月末の1年前の基準価額（分配金再投資）を控除した額を当該各月末の1年前の基準価額（分配金再投資）で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

なお、ファンドを設定してから1年を経過していないため、ファンドの年間騰落率は記載していません。

●ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2010年1月末～2014年12月末）



・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大・最小騰落率(%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	—	+12.3	+20.2	+13.7	+2.3	+7.5	+10.0
最大値	—	+65.0	+65.7	+82.4	+4.5	+34.9	+43.7
最小値	—	-17.0	-13.6	-22.8	+0.4	-12.7	-10.1

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

・2010年1月～2014年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

資産クラス	指数名	注 記 等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.24%※（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.674%※（税抜 年1.55%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.864%※ （税抜 年0.8%）	年0.756%※ （税抜 年0.7%）	年0.054%※ （税抜 年0.05%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◇費用または費用を対価とする役務の内容について

費用名	直接・間接※	説明
申込手数料	直接	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価
換金（解約）手数料	直接	商品の換金に関する事務手続等の対価
信託財産留保額	直接	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額

信託報酬	間接	（委託会社（再委託先への報酬を含む場合があります。）） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
監査報酬	間接	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
売買委託手数料	間接	有価証券等を売買する際に発生する費用
保管費用 （カストディフィー）	間接	外国での資産の保管等に要する費用

上記は一般的な用語について説明したものです。

※受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率[※]で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率[※]で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率[※]で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は平成26年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成26年12月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,651,998,226	99.75
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	4,073,796	0.25
純資産総額		1,656,072,022	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成26年12月30日現在

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	償還期限 (年/月/日)	
日本	アセアン真成長株式マザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	1,520,337,039	1.0774	1,638,131,426	—	99.75
					1.0866	1,651,998,226	—	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成26年12月30日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.75
合 計	99.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成26年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成26年12月10日)	1,176,880,269 (分配付) 1,176,880,269 (分配落)	10,758 (分配付) 10,758 (分配落)
平成26年 8月末日	503,868,125	10,066
9月末日	515,347,473	10,289
10月末日	514,607,201	10,057
11月末日	992,208,075	10,929
12月末日	1,656,072,022	10,767

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	7.58

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,093,928,691	461	1,093,928,230

<参考>

「アセアン真成長株式マザーファンド」

(1) 投資状況

平成26年12月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	シンガポール	396,042,192	23.97
	インドネシア	354,896,038	21.48
	タイ	284,392,889	17.21
	マレーシア	275,641,966	16.68
	フィリピン	245,012,283	14.83
	アメリカ	38,961,639	2.36
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	57,094,420	3.47
純資産総額		1,652,041,427	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成26年12月30日現在

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)		
シンガ ポール	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	株式	銀行	98,000	945.22 957.07	92,713,823 93,793,350	— —	5.68
インドネ シア	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	株式	銀行	666,100	109.53 113.00	72,965,224 75,272,630	— —	4.56
シンガ ポール	MI LTD	株式	電気通信サービス	194,000	323.58 329.96	62,946,886 64,012,822	— —	3.87
フィリピン	AYALA LAND INC	株式	不動産	655,200	91.69 90.99	60,089,755 59,616,648	— —	3.61
フィリピン	JOLLIBEE FOODS CORP	株式	消費者サービス	95,570	561.03 580.50	53,619,937 55,478,385	— —	3.36
タイ	CP ALL PCL-NVDR	株式	食品・生活必需品 小売り	342,000	152.82 148.73	52,275,519 50,868,225	— —	3.08
シンガ ポール	DBS GROUP HOLDINGS LTD	株式	銀行	26,000	1,806.59 1,874.04	46,982,565 48,725,144	— —	2.95
シンガ ポール	KEPPEL LAND LTD	株式	不動産	150,000	304.44 310.82	45,797,076 46,623,225	— —	2.82
タイ	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	株式	運輸	45,200	1,033.16 1,011.05	46,700,108 45,699,460	— —	2.77
マレーシ ア	BERJAYA AUTO BHD	株式	小売	377,200	112.24 114.65	42,401,156 43,246,696	— —	2.62
マレーシ ア	DIGI.COM BHD	株式	電気通信サービス	193,900	208.99 214.84	40,524,726 41,658,096	— —	2.52
インドネ シア	MATAHARI PUTRA PRIMA TBK PT	株式	小売	1,337,600	33.66 29.82	45,044,216 39,897,264	— —	2.42
フィリピン	JG SUMMIT HOLDINGS INC	株式	資本財	222,280	172.55 178.20	38,361,373 39,610,296	— —	2.40
タイ	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	株式	銀行	56,800	685.87 667.95	38,959,297 37,939,560	— —	2.30
インドネ シア	TOTAL BANGUN PERSADA	株式	資本財	3,424,200	10.47 10.96	35,877,492 37,532,656	— —	2.27
マレーシ ア	ASTRO MALAYSIA HOLDINGS BHD	株式	メディア	348,300	111.89 104.66	39,018,919 36,455,585	— —	2.21
フィリピン	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	株式	運輸	114,940	309.17 310.50	35,538,708 35,688,870	— —	2.16
インドネ シア	KALBE FARMA TBK PT	株式	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	1,987,000	16.94 17.75	33,686,207 35,271,237	— —	2.14
インドネ シア	BEKASI FAJAR INDUSTRIAL ESTA	株式	不動産	4,880,000	6.68 7.12	32,660,889 34,791,960	— —	2.11
タイ	MK RESTAURANTS GROUP - NVDR	株式	消費者サービス	166,200	212.83 205.31	35,377,343 34,122,937	— —	2.07

シンガポール	SILVERLAKE AXIS LTD	株式	ソフトウェア・サービス	294,000	112.11 114.39	33,157,836 33,631,615	— —	2.04
フィリピン	GT CAPITAL HOLDINGS INC	株式	各種金融	11,835	2,953.26 2,786.40	34,952,069 32,977,044	— —	2.00
インドネシア	BUMI SERPONG DAMAI PT	株式	不動産	1,822,600	17.65 17.36	32,191,049 31,645,803	— —	1.92
シンガポール	KEPPEL CORP LTD	株式	資本財	39,000	751.98 806.67	29,330,648 31,460,422	— —	1.90
マレーシア	MAH SING GROUP BHD	株式	不動産	389,700	77.81 79.18	30,374,063 30,859,953	— —	1.87
マレーシア	UMW HOLDINGS BHD	株式	自動車・自動車部品	80,100	368.74 378.73	29,551,399 30,336,273	— —	1.84
シンガポール	SINGAPORE TECH ENGINEERING	株式	資本財	96,000	304.44 310.82	29,277,420 29,838,864	— —	1.81
マレーシア	KPJ HEALTHCARE BERHAD	株式	ヘルスケア機器・サービス	209,000	128.76 126.01	26,943,244 26,336,884	— —	1.59
タイ	ROBINSON DEPT STORE-NVDR	株式	小売	159,400	160.56 165.16	25,594,390 26,326,902	— —	1.59
アメリカ	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	株式	資本財	3,600	7,095.57 7,269.16	25,547,150 26,168,994	— —	1.58

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成26年12月30日現在

種類／業種別		投資比率(%)
株式	素材	1.41
	資本財	15.79
	運輸	6.03
	自動車・自動車部品	3.11
	消費者サービス	6.82
	メディア	4.01
	小売	8.31
	食品・生活必需品小売り	3.85
	食品・飲料・タバコ	2.93
	ヘルスケア機器・サービス	2.58
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.14
	銀行	16.82
	各種金融	2.00
	不動産	12.32
	ソフトウェア・サービス	2.04
	電気通信サービス	6.40
合 計		96.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

[参考情報]

運用実績

1 基準価額・純資産の推移(設定日～2014年12月30日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものと計算

2 分配の推移

2014 年 12月	0円
設定来累計	0円

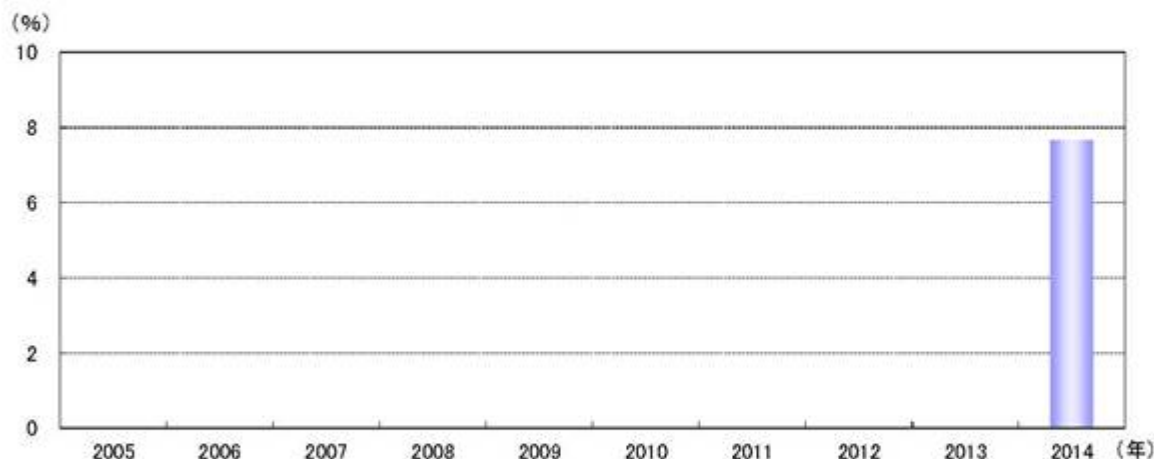
・分配金は1万口当たり、税引前

3 主要な資産の状況(2014年12月30日現在)

通貨別構成	比率	組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
シンガポールドル	23.9%	1 OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	銀行	シンガポール	5.7%
インドネシアルピア	21.4%	2 BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	銀行	インドネシア	4.5%
タイバーツ	17.2%	3 MI LTD	電気通信サービス	シンガポール	3.9%
マレーシアリンギット	16.7%	4 AYALA LAND INC	不動産	フィリピン	3.6%
フィリピンペソ	14.8%	5 JOLLIBEE FOODS CORP	消費者サービス	フィリピン	3.3%
円	3.6%	6 CP ALL PCL-NVDR	食品・生活必需品小売り	タイ	3.1%
アメリカドル	2.4%	7 DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	シンガポール	2.9%
		8 KEPPEL LAND LTD	不動産	シンガポール	2.8%
		9 AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	運輸	タイ	2.8%
合計	100.0%	10 BERJAYA AUTO BHD	小売	マレーシア	2.6%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2014年は設定日から年末までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、継続募集期間において、以下の日は申込みができません。 シンガポール証券取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	当初自己設定：1口当たり1円 継続募集期間：申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額×3.24%※（税抜3%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間（継続募集期間）	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 シンガポール証券取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産 留保額	ありません。
解約価額の 算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の 照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
解約請求 受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の解約請求については正午までをお願いいたします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の 算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
---------------	---

基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(2) 【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3) 【信託期間】

信託期間	平成26年8月18日から平成36年6月10日まで ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。
------	--

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年6月11日から12月10日まで、および12月11日から翌年6月10日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成26年8月18日から平成26年12月10日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。
反対者の買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
交付運用報告書	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドの第1期計算期間は、約款第37条により、平成26年8月18日から平成26年12月10日までとしております。
- 4 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成26年8月18日から平成26年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【アセアン真成長株式ファンド】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期 [平成26年12月10日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,118,966
親投資信託受益証券	1,173,964,095
未収利息	8
流動資産合計	1,180,083,069
資産合計	1,180,083,069
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	103,112
未払委託者報酬	3,093,334
その他未払費用	6,354
流動負債合計	3,202,800
負債合計	3,202,800
純資産の部	
元本等	
元本	※1 1,093,928,230
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	82,952,039
（分配準備積立金）	39,352,747
元本等合計	1,176,880,269
純資産合計	1,176,880,269
負債純資産合計	1,180,083,069

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第 1 期	
自 平成26年 8月18日	
至 平成26年12月10日	
営業収益	
受取利息	438
有価証券売買等損益	42,555,127
営業収益合計	42,555,565
営業費用	
受託者報酬	103,112
委託者報酬	3,093,334
その他費用	6,354
営業費用合計	3,202,800
営業利益	39,352,765
経常利益	39,352,765
当期純利益	39,352,765
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	18
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	43,599,293
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	43,599,293
剰余金減少額又は欠損金増加額	1
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1
分配金	※1 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	82,952,039

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第 1 期 [平成26年12月10日現在]
※ 1 期首元本額	500,000,000円
期中追加設定元本額	593,928,691円
期中一部解約元本額	461円
2 受益権の総数	1,093,928,230口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0758円 (10,758円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 (自 平成26年8月18日 至 平成26年12月10日)

※ 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	2,386,144円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	36,966,603円
収益調整金額	C	43,599,292円
分配準備積立金額	D	—
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,952,039円
当ファンドの期末残存口数	F	1,093,928,230口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	758円
1万口当たり分配金額	H	—
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 1 期 (自 平成26年 8月18日 至 平成26年12月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 1 期 [平成26年12月10日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 1 期
	[平成26年12月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	42,706,612
合計	42,706,612

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	アセアン真成長株式マザーファンド	1,084,493,391	1,173,964,095	
	親投資信託受益証券 小計	1,084,493,391	1,173,964,095	
合計		1,084,493,391	1,173,964,095	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「アセアン真成長株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成26年12月10日現在]
	金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	9,037,155
コール・ローン	47,890,146
株式	1,159,727,362
未収入金	1,146,798
未収配当金	289,886
未収利息	68
流動資産合計	1,218,091,415
資産合計	1,218,091,415
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	100,466
未払金	44,033,126
流動負債合計	44,133,592
負債合計	44,133,592
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	1,084,493,391
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	89,464,432
元本等合計	1,173,957,823
純資産合計	1,173,957,823
負債純資産合計	1,218,091,415

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年6月11日から12月10日まで、および12月11日から翌年6月10日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	新株予約権証券は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	為替予約取引は個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成26年12月10日現在]
※1 期首	平成26年8月18日
期首元本額	498,750,000円
期首からの追加設定元本額	587,099,107円
期首からの一部解約元本額	1,355,716円
元本の内訳*	
アセアン真成長株式ファンド	1,084,493,391円
(合 計)	1,084,493,391円
2 受益権の総数	1,084,493,391口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0825円 (10,825円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	(自 平成26年 8月18日 至 平成26年12月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、新株予約権証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成26年12月10日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	[平成26年12月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△8,370,326
合計	△8,370,326

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	[平成26年12月10日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	シンガポールドル	6,828,873	—	6,828,046	△827
	マレーシアリングgit	5,302,538	—	5,300,376	△2,162
	タイバーツ	4,737,496	—	4,667,738	△69,758
	フィリピンペソ	8,785,080	—	8,762,520	△22,560
	インドネシアルピア	3,579,423	—	3,574,264	△5,159
	合 計	29,233,410	—	29,132,944	△100,466

(注) 時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
 - ② 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通 貨	銘 柄	株式数	評 価 額		備 考
			単 価	金 額	
アメリカドル					
	DAIRY FARM INTL HLDGS LTD	9,900	9.180000	90,882.00	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	2,400	59.000000	141,600.00	
	アメリカドル 小 計	12,300	—	232,482.00 (27,772,299)	
シンガポールドル					
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	20,000	19.860000	397,200.00	
	KEPPEL CORP LTD	30,000	8.190000	245,700.00	
	KEPPEL LAND LTD	111,000	3.360000	372,960.00	
	M1 LTD	139,000	3.550000	493,450.00	
	OSIM INTERNATIONAL LTD	26,000	2.030000	52,780.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	71,000	10.410000	739,110.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	43,000	4.200000	180,600.00	
	SILVERLAKE AXIS LTD	199,000	1.240000	246,760.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	67,000	3.370000	225,790.00	
	シンガポールドル 小 計	706,000	—	2,954,350.00 (268,254,980)	
マレーシアリングgit					
	ASTRO MALAYSIA HOLDINGS BHD	264,900	3.330000	882,117.00	
	BERJAYA AUTO BHD	305,000	3.270000	997,350.00	
	CAHYA MATA SARAWAK BHD	106,100	4.050000	429,705.00	
	DIALOG GROUP BHD	387,700	1.340000	519,518.00	
	DIGI.COM BHD	150,400	6.050000	909,920.00	
	GENTING PLANTATIONS BHD	47,100	9.980000	470,058.00	
	KPJ HEALTHCARE BERHAD	140,300	3.770000	528,931.00	
	MAH SING GROUP BHD	284,700	2.260000	643,422.00	
	UMW HOLDINGS BHD	56,900	10.760000	612,244.00	
	マレーシアリングgit 小 計	1,743,100	—	5,993,265.00 (205,748,787)	
タイバーツ					
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	35,900	285.000000	10,231,500.00	
	CP ALL PCL-NVDR	247,600	42.250000	10,461,100.00	
	GUNKUL ENGINEERING PCL -NVDR	124,800	30.000000	3,744,000.00	
	MC GROUP PCL-NVDR	200,700	14.000000	2,809,800.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	129,200	36.750000	4,748,100.00	
	MK RESTAURANTS GROUP - NVDR	114,500	58.750000	6,726,875.00	
	ROBINSON DEPT STORE-NVDR	116,900	44.000000	5,143,600.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	41,400	190.000000	7,866,000.00	
	SOMBOON ADV TECH - NVDR	237,600	17.200000	4,086,720.00	
	TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	97,700	44.250000	4,323,225.00	
	VGI GLOBAL MEDIA PCL-NVDR	146,100	12.900000	1,884,690.00	
	タイバーツ 小 計	1,492,400	—	62,025,610.00 (225,152,964)	
フィリピンペソ					
	AYALA LAND INC	477,200	34.050000	16,248,660.00	
	CONCEPCION INDUSTRIAL CORPOR	149,400	43.750000	6,536,250.00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	9,325	1,095.000000	10,210,875.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	91,590	114.500000	10,487,055.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	179,820	63.550000	11,427,561.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	72,130	208.800000	15,060,744.00	
	フィリピンペソ 小 計	979,465	—	69,971,145.00 (187,522,668)	
インドネシアルピア					
	ACE HARDWARE INDONESIA	1,586,200	750.000000	1,189,650,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	487,500	11,225.000000	5,472,187,500.00	
	BEKASI FAJAR INDUSTRIAL ESTA	3,595,200	685.000000	2,462,712,000.00	
	BUMI SERPONG DAMAI PT	1,300,000	1,840.000000	2,392,000,000.00	
	EXPRESS TRANSINDO UTAMA TBK	1,108,900	1,110.000000	1,230,879,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	1,108,600	1,725.000000	1,912,335,000.00	
	MATAHARI PUTRA PRIMA TBK PT	905,300	3,580.000000	3,240,974,000.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	104,000	16,475.000000	1,713,400,000.00	

SURYA CITRA MEDIA PT TBK	356,800	3,280.000000	1,170,304,000.00	
TIGA PILAR SEJAHTERA FOOD	888,000	2,080.000000	1,847,040,000.00	
TOTAL BANGUN PERSADA	2,446,700	1,085.000000	2,654,669,500.00	
インドネシアルピア 小 計	13,887,200	—	25,286,151,000.00 (245,275,664)	
合 計	18,820,465	—	1,159,727,362 (1,159,727,362)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 2銘柄	100.00%	2.39%
シンガポールドル	株式 9銘柄	100.00%	23.13%
マレーシアリングット	株式 9銘柄	100.00%	17.74%
タイバーツ	株式 11銘柄	100.00%	19.41%
フィリピンペソ	株式 6銘柄	100.00%	16.17%
インドネシアルピア	株式 11銘柄	100.00%	21.15%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成26年12月30日現在
(単位：円)

I 資産総額	1,657,357,273
II 負債総額	1,285,251
III 純資産総額（I－II）	1,656,072,022
IV 発行済口数	1,538,095,576 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0767 (1万口当たり 10,767)

<参考>

「アセアン真成長株式マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成26年12月30日現在
(単位：円)

I 資産総額	1,713,636,804
II 負債総額	61,595,377
III 純資産総額（I－II）	1,652,041,427
IV 発行済口数	1,520,337,039 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0866 (1万口当たり 10,866)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成26年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成26年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	516	7,142,538
追加型公社債投資信託	18	899,378
単位型株式投資信託	24	418,485
単位型公社債投資信託	5	185,995
合 計	563	8,646,395

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度に係る中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)		第29期 (平成26年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	22,261,065	※2	33,576,940
有価証券	※2	8,000,000		120,983
前払費用		159,117		166,599
未収入金		5,504		168,410
未収委託者報酬		4,489,181		6,895,748
未収収益	※2	47,936	※2	64,325
繰延税金資産		402,791		399,128
金銭の信託	※2	30,000	※2	30,000
その他		39,167		111,434
流動資産合計		35,434,764		41,533,570
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	270,058	※1	254,682
器具備品	※1	171,754	※1	178,962
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,646,844		1,638,676
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		857,424		1,147,522
ソフトウェア仮勘定		430,432		105,254
無形固定資産合計		1,303,679		1,268,599
投資その他の資産				
投資有価証券		15,689,317		19,370,921
関係会社株式		320,136		320,136
長期性預金	※2	3,500,000		—
長期差入保証金	※2	825,804	※2	813,838
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		20,350,294		20,519,931
固定資産合計		23,300,818		23,427,207
資産合計		58,735,583		64,960,778

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	75,221	270,374
未払金		
未払収益分配金	33,936	62,872
未払償還金	1,004,879	927,297
未払手数料 ※2	1,761,746	※2 2,914,613
その他未払金	84,763	56,199
未払費用 ※2	1,333,574	※2 1,623,932
未払消費税等	128,077	266,187
未払法人税等	1,686,070	2,228,949
賞与引当金	594,000	585,962
その他	348,389	383,684
流動負債合計	7,050,661	9,320,074
固定負債		
退職給付引当金	119,776	154,690
役員退職慰労引当金	65,103	63,000
時効後支払損引当金	201,877	226,128
繰延税金負債	251,776	253,904
固定負債合計	638,533	697,725
負債合計	7,689,194	10,017,799
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	39,686,216	43,710,993
利益剰余金合計	47,026,806	51,051,583
株主資本合計	49,249,033	53,273,811

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券 評価差額金	1,797,355	1,669,167
評価・換算差額等合計	1,797,355	1,669,167
純資産合計	51,046,388	54,942,978
負債純資産合計	58,735,583	64,960,778

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	48,411,166	53,423,757
投資顧問料	13,601	139,837
その他営業収益	138,788	99,673
営業収益合計	48,563,556	53,663,268
営業費用		
支払手数料	※2 19,724,426	※2 21,905,982
広告宣伝費	543,508	694,552
公告費	1,748	1,062
調査費		
調査費	942,478	977,602
委託調査費	10,699,987	11,329,088
事務委託費	242,537	263,721
営業雑経費		
通信費	89,308	97,901
印刷費	443,177	510,065
協会費	39,963	40,060
諸会費	7,621	7,806
事務機器関連費	971,457	1,041,363
その他営業雑経費	8,989	12,477
営業費用合計	33,715,204	36,881,683
一般管理費		
給料		
役員報酬	198,915	205,947
給料・手当	3,740,875	3,814,639
賞与引当金繰入	594,000	585,962
福利厚生費	593,073	603,032
交際費	23,259	21,433
旅費交通費	139,968	143,037
租税公課	115,450	123,549
不動産賃借料	699,860	692,573
退職給付費用	162,650	256,292
役員退職慰労引当金繰入	19,007	20,252
固定資産減価償却費	442,844	467,545
諸経費	270,874	300,280
一般管理費合計	7,000,782	7,234,545
営業利益	7,847,569	9,547,039

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	213,088	287,886
有価証券利息	※2 6,698	※2 3,249
受取利息	※2 25,684	※2 19,503
投資有価証券償還益	6,072	1,862
収益分配金等時効完成分	412,323	64,449
その他	1,935	2,886
営業外収益合計	665,802	379,836
営業外費用		
投資有価証券償還損	8,689	57
時効後支払損引当金繰入	16,881	49,112
事務過誤費	186	1,389
その他	45	4,097
営業外費用合計	25,802	54,656
経常利益	8,487,569	9,872,219
特別利益		
投資有価証券売却益	334,775	767,140
特別利益合計	334,775	767,140
特別損失		
投資有価証券売却損	32,155	49,266
固定資産除却損	※1 253	※1 466
特別損失合計	32,409	49,732
税引前当期純利益	8,789,934	10,589,626
法人税、住民税及び事業税	3,441,310	3,847,871
法人税等調整額	△55,499	11,641
法人税等合計	3,385,811	3,859,512
当期純利益	5,404,123	6,730,113

(3) 【株主資本等変動計算書】

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 ）

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	36,863,331	44,203,921	46,426,148
当期変動額								
剰余金の配当						△2,581,238	△2,581,238	△2,581,238
当期純利益						5,404,123	5,404,123	5,404,123
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2,822,884	2,822,884	2,822,884
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	723,054	723,054	47,149,203
当期変動額			
剰余金の配当			△2,581,238
当期純利益			5,404,123
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	1,074,300	1,074,300	1,074,300
当期変動額合計	1,074,300	1,074,300	3,897,185
当期末残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 ）

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033
当期変動額								
剰余金の配当						△2,705,336	△2,705,336	△2,705,336
当期純利益						6,730,113	6,730,113	6,730,113
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	4,024,777	4,024,777	4,024,777
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,710,993	51,051,583	53,273,811

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388
当期変動額			
剰余金の配当			△2,705,336
当期純利益			6,730,113
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△128,187	△128,187	△128,187
当期変動額合計	△128,187	△128,187	3,896,589
当期末残高	1,669,167	1,669,167	54,942,978

[注記事項]**（重要な会計方針）****1. 有価証券の評価基準及び評価方法****(1) 子会社株式及び関連会社株式**

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券**時価のあるもの**

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法**(1) 有形固定資産**

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準**(1) 賞与引当金**

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

（会計上の見積もりの変更）

数理計算上の差異は、従来、発生年度の従業員の平均支払期間内の一定の年数（8年）により費用処理しておりましたが、当事業年度において、平均支払期間が8年を下回ったことから、数理計算上の差異を一括費用処理する方法に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ87百万円減少しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することにより、翌事業年度の期首の繰延税金資産は4,225千円増加し、退職給付引当金は11,857千円増加し、繰越利益剰余金は7,631千円減少しております。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産の減価償却累計額

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
建物	233,990千円	258,119千円
器具備品	351,481千円	374,405千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
預金	19,410,015千円	30,782,482千円
有価証券	8,000,000千円	—
未収収益	40,120千円	34,750千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	3,500,000千円	—
長期差入保証金	816,823千円	804,456千円
未払手数料	927,107千円	1,802,448千円
未払費用	148,712千円	171,067千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
器具備品	253千円	466千円
計	253千円	466千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
支払手数料	10,230,968千円	11,642,746千円
有価証券利息	5,170千円	2,051千円
受取利息	25,684千円	19,503千円

(株主資本等変動計算書関係)

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 2,581,238千円
- ② 1株当たり配当額 20,800円
- ③ 基準日 平成24年3月31日
- ④ 効力発生日 平成24年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 2,705,336千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 21,800円
- ④ 基準日 平成25年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成25年6月25日

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 2,705,336千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 21,800円 |
| ③ 基準日 | 平成25年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成25年6月25日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 3,375,465千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 27,200円 |
| ④ 基準日 | 平成26年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成26年6月30日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第28期（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	22,261,065	22,261,065	—
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	4,489,181	4,489,181	—
(4) 長期性預金	3,500,000	3,505,795	5,795
(5) 投資有価証券	15,650,417	15,650,417	—
資産計	53,900,663	53,906,459	5,795
(1) 未払手数料	1,761,746	1,761,746	—
(2) 未払法人税等	1,686,070	1,686,070	—
負債計	3,447,816	3,447,816	—

第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	33,576,940	33,576,940	—
(2) 有価証券	120,983	120,983	—
(3) 未収委託者報酬	6,895,748	6,895,748	—
(4) 長期性預金	—	—	—
(5) 投資有価証券	19,332,021	19,332,021	—
資産計	59,925,694	59,925,694	—
(1) 未払手数料	2,914,613	2,914,613	—
(2) 未払法人税等	2,228,949	2,228,949	—
負債計	5,143,563	5,143,563	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注３) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,261,065	—	—	—
未収委託者報酬	4,489,181	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	—	—	—
投資信託	—	4,150,204	2,167,462	2,151,428
長期性預金	—	3,500,000	—	—
合計	34,750,246	7,650,204	2,167,462	2,151,428

第29期（平成26年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	33,576,940	—	—	—
未収委託者報酬	6,895,748	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	—	—	—	—
投資信託	120,983	3,103,140	6,128,025	1,408,595
長期性預金	—	—	—	—
合計	40,593,672	3,103,140	6,128,025	1,408,595

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第28期（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	12,625,086	10,181,990	2,443,096
	小 計	12,625,086	10,181,990	2,443,096
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,025,331	3,033,767	△8,436
	小 計	3,025,331	3,033,767	△8,436
合 計		15,650,417	13,215,757	2,434,660

第29期（平成26年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	16,263,940	13,940,367	2,323,572
	小 計	16,263,940	13,940,367	2,323,572
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,189,065	3,212,015	△22,950
	小 計	3,189,065	3,212,015	△22,950
合 計		19,453,005	17,152,382	2,300,622

3. 売却したその他有価証券

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	7,033,368	334,775	32,155
合 計	7,033,368	334,775	32,155

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,836,955	767,140	49,266
合 計	3,836,955	767,140	49,266

（デリバティブ取引関係）

重要な取引はありません。

（退職給付関係）

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

2.退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務（千円）	△382,988
(2) 年金資産（千円）	143,462
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)(千円)	△239,525
(4) 未認識数理計算上の差異（千円）	119,749
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)（千円）	△119,776
(6) 退職給付引当金（千円）	△119,776

3.退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用（千円）	26,748
(2) 利息費用（千円）	7,087
(3) 期待運用収益（千円）	△2,984
(4) 数理計算上の差異の費用処理額（千円）	27,653
(5) その他（千円）	104,146
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)（千円）	162,650

(注) 「(5)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

1.5%

(3) 期待運用収益率

1.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

8年（各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。）

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	382,988 千円
勤務費用	425
利息費用	5,724
数理計算上の差異の発生額	△432
退職給付の支払額	△75,066
退職給付債務の期末残高	313,639

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	143,462 千円
期待運用収益	2,151
数理計算上の差異の発生額	3,824
事業主からの拠出額	88,833
退職給付の支払額	△75,066
年金資産の期末残高	163,205

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	311,889 千円
年金資産	△163,205
	148,683
非積立型制度の退職給付債務	1,750
未認識数理計算上の差異	4,257
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690
退職給付引当金	154,690
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	425 千円
利息費用	5,724
期待運用収益	△2,151
数理計算上の差異の費用処理額	119,749
その他	25,147
確定給付制度に係る退職給付費用	148,895

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	31.1 %
株式	13.1
その他	55.8
合計	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

長期期待運用収益率 1.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は107,397千円でありました。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	542,460 千円	527,037 千円
投資有価証券評価損	226,404	42,394
ゴルフ会員権評価損	8,505	8,505
未払事業税	140,336	154,726
賞与引当金	225,779	208,836
役員退職慰労引当金	23,202	22,453
退職給付引当金	45,495	55,131
減価償却超過額	10,083	10,659
委託者報酬	124,166	136,745
長期差入保証金	26,203	30,510
時効後支払損引当金	71,948	80,592
その他	48,666	41,232
繰延税金資産 小計	1,493,253	1,318,825
評価性引当額	△704,932	△542,145
繰延税金資産 合計	788,320	776,680
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△637,305	△631,455
その他	—	△1
繰延税金負債 合計	△637,305	△631,456
繰延税金資産の純額	151,015	145,223

2.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が29,724千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が29,724千円増加しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、
記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,556,241 千円	未払手数料	324,725 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	671,086 千円	長期差入保証金	812,027 千円
						投資の助言	投資助言料	167,142 千円	未払費用	85,301 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,674,726 千円	未払手数料	602,382 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	30,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
							譲渡性預金に係る受取利息	5,170 千円	未収収益	717 千円
							マルチコーラブル預金の預入	5,500,000 千円	現金及び預金	10,500,000 千円
									長期性預金	3,500,000 千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	24,246 千円	未収収益	2,301 千円

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	4,507,475 千円	未払手数料	476,882 千円
						事務所の賃借	事務所賃借 料	671,086 千円	長期差入保 証金	799,941 千円
						投資の助言	投資助言料	190,144 千円	未払費用	99,131 千円
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	7,135,270 千円	未払手数料	1,325,565 千円
						取引銀行	譲渡性預金 の預入	14,000,000 千円		
							譲渡性預金 に係る受取 利息	2,051 千円		
							マルチコーラ ブル預金の預 入	6,500,000 千円	現金及び 預金	10,000,000 千円
							マルチコーラ ブル預金に係 る受取利息	16,775 千円	未収収益	646 千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,513,173 千円	未払手数料	321,822 千円

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,638,642 千円	未払手数料	544,991 千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	411,339.33円	442,738.63円
1株当たり当期純利益金額	43,547.22円	54,232.25円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額（千円）	5,404,123	6,730,113
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	5,404,123	6,730,113
期中平均株式数（株）	124,098	124,098

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第30期中間会計期間 (平成26年9月30日現在)	
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	31,370,051
有価証券	3,000,000
前払費用	258,701
未収入金	15,796
未収委託者報酬	7,923,271
未収収益	225,606
繰延税金資産	392,212
金銭の信託	30,000
その他	54,398
流動資産合計	43,270,038
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 250,210
器具備品	※1 186,996
土地	1,205,031
有形固定資産合計	1,642,238
無形固定資産	
電話加入権	15,822
ソフトウェア	1,092,868
ソフトウェア仮勘定	169,950
無形固定資産合計	1,278,641
投資その他の資産	
投資有価証券	21,524,909
関係会社株式	320,136
長期差入保証金	807,645
その他	15,035
投資その他の資産合計	22,667,726
固定資産合計	25,588,606
資産合計	68,858,645

(単位：千円)

第30期中間会計期間 (平成26年9月30日現在)	
(負債の部)	
流動負債	
預り金	70,972
未払金	
未払収益分配金	87,713
未払償還金	902,004
未払手数料	3,402,471
その他未払金	157,192
未払費用	3,862,968
未払消費税等	※2 491,404
未払法人税等	2,031,120
賞与引当金	569,627
その他	431,272
流動負債合計	12,006,746
固定負債	
退職給付引当金	164,100
役員退職慰労引当金	42,648
時効後支払損引当金	180,936
繰延税金負債	573,410
固定負債合計	961,095
負債合計	12,967,842
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	222,096
資本剰余金合計	222,096
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	44,080,146
利益剰余金合計	51,420,736
株主資本合計	53,642,963

(単位：千円)

第30期中間会計期間 (平成26年9月30日現在)	
評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	2,247,838
評価・換算差額等合計	2,247,838
純資産合計	55,890,802
負債純資産合計	68,858,645

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第30期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	27,998,542
投資顧問料	344,009
その他営業収益	35,954
営業収益合計	28,378,506
営業費用	
支払手数料	11,811,245
広告宣伝費	252,822
公告費	159
調査費	
調査費	508,246
委託調査費	5,680,687
事務委託費	180,803
営業雑経費	
通信費	47,982
印刷費	249,444
協会費	18,745
諸会費	3,937
事務機器関連費	557,009
その他営業雑経費	13,783
営業費用合計	19,324,870
一般管理費	
給料	
役員報酬	106,776
給料・手当	1,651,106
賞与引当金繰入	569,627
福利厚生費	307,409
交際費	11,742
旅費交通費	73,065
租税公課	69,920
不動産賃借料	340,014
退職給付費用	65,265
役員退職慰労引当金繰入	15,609
固定資産減価償却費	※1 247,581
諸経費	150,294
一般管理費合計	3,608,412
営業利益	5,445,223

(単位：千円)

第30期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	175,572
有価証券利息	443
受取利息	7,838
投資有価証券償還益	8,854
収益分配金等時効完成分	39,308
時効後支払損引当金戻入益	35,205
その他	3,581
営業外収益合計	270,804
営業外費用	
事務過誤費	11,794
その他	917
営業外費用合計	12,712
経常利益	5,703,315
特別利益	
投資有価証券売却益	114,871
特別利益合計	114,871
特別損失	
投資有価証券売却損	11,429
特別損失合計	11,429
税引前中間純利益	5,806,758
法人税、住民税及び事業税	2,036,037
法人税等調整額	18,471
法人税等合計	2,054,508
中間純利益	3,752,249

(3)中間株主資本等変動計算書

第30期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日 ）

(単位：千円)

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,710,993	51,051,583	53,273,811
会計方針の変更による累積的影響額						△7,631	△7,631	△7,631
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,703,362	51,043,952	53,266,179
当中間期変動額								
剰余金の配当						△3,375,465	△3,375,465	△3,375,465
中間純利益						3,752,249	3,752,249	3,752,249
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	376,783	376,783	376,783
当中間期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	44,080,146	51,420,736	53,642,963

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,669,167	1,669,167	54,942,978
会計方針の変更による累積的影響額			△7,631
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,669,167	1,669,167	54,935,347
当中間期変動額			
剰余金の配当			△3,375,465
中間純利益			3,752,249
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	578,670	578,670	578,670
当中間期変動額合計	578,670	578,670	955,454
当中間期末残高	2,247,838	2,247,838	55,890,802

[重要な会計方針]**1. 有価証券の評価基準及び評価方法****(1) 子会社株式及び関連会社株式**

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法**(1) 有形固定資産**

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準**(1) 賞与引当金**

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項**(1) 消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

[会計方針の変更]

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の繰延税金資産は4,225千円増加し、退職給付引当金は11,857千円増加し、繰越利益剰余金は7,631千円減少しております。また、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ1,853千円増加しております。

なお、当中間会計期間の1株当たり純資産額は51.88円減少し、1株当たり中間純利益金額は、9.61円増加しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第30期中間会計期間 (平成26年9月30日現在)
建物	269,353千円
器具備品	401,909千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	第30期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	38,738千円
無形固定資産	208,843千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第30期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	3,375,465千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	27,200円
④	基準日	平成26年3月31日
⑤	効力発生日	平成26年6月30日

(金融商品関係)

第30期中間会計期間(平成26年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	31,370,051	31,370,051	—
(2) 有価証券	3,000,000	3,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	7,923,271	7,923,271	—
(4) 投資有価証券	21,486,009	21,486,009	—
資産計	63,779,332	63,779,332	—
(1) 未払手数料	3,402,471	3,402,471	—
(2) 未払法人税等	2,031,120	2,031,120	—
負債計	5,433,591	5,433,591	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託は基準価額によっております。

(4)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第30期中間会計期間（平成26年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	18,500,144	15,274,309	3,225,835
	小 計	18,500,144	15,274,309	3,225,835
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,985,864	3,020,230	△34,365
	小 計	2,985,864	3,020,230	△34,365
合 計		21,486,009	18,294,539	3,191,469

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

重要な取引はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第30期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第30期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第30期中間会計期間 (平成26年9月30日現在)
1株当たり純資産額	450,376.33円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	55,890,802
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	55,890,802
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	124,098

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第30期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	30,236.17円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	3,752,249
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	3,752,249
普通株式の期中平均株式数（株）	124,098

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
 ②資本金の額：324,279百万円（平成26年9月末現在）
 ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (平成26年9月末現在)	③事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成26年12月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%（62,050株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 樋口 誠之 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年1月14日

三菱UFJ投信株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアセアン真成長株式ファンドの平成26年8月18日から平成26年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセアン真成長株式ファンドの平成26年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月9日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 樋口 誠之 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。